

報償費の支払いが変わります

避難行動要支援者対策を実施した自主防災組織に対する報償費について、令和4年度までは自主防災組織連合会にお支払いしていましたが、令和5年度から、活動の実態に合わせ、**活動した自主防災組織に直接支払う**ように変更します。

令和4年度まで

単位自主防災組織が活動した場合も、連合会が申請手続き、連合会へ支払い



令和5年度から

活動した自主防災組織が申請手続き、活動した組織への直接支払い

手続きの流れ

- 1 事業計画書（様式第1号）の提出
※見積書の提出は不要
- 2 事業の実施
- 3 事業実施報告書（様式第2号）、口座申出書の提出
※活動の実績がわかる写真等を添付
※領収書の提出は不要

報償額

活動に際し自主防災組織が使用する、避難行動要支援者名簿の掲載人数による

掲載人数	報償費	掲載人数	報償費
1～9名	3,000円	51～75名	10,000円
10～25名	5,000円	76～100名	12,000円
26～50名	7,000円	101名以上	15,000円

申請先・お問い合わせ先

高知市地域防災推進課

TEL：823-9040 FAX：823-9008

MAIL：kc-080300@city.kochi.lg.jp

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター3階

よ く あ る 質 問

**Q. 自主防災組織連合会と単位自主防災組織と一緒に活動した場合、報償費は
どうなるのか。**

A. 活動したことに対する報償費であるため、同じ対象者に対してともに活動した場合であっても、どちらにも報償費をお支払いします。

Q. 個別避難計画作成とはならなかった場合も、報償費の対象となるのか。

A. 個別避難計画作成にあたってはマップの作成、訪問等様々な活動があるため、何らかの活動をしていれば計画を作成していなくても対象となります。

Q. 避難行動要支援者名簿や個別避難計画を市から受け取るだけでも対象となるのか。

A. 地域活動につなげることが重要であるため、受領後にマップの作成等、何らかの活動をする必要があります。

**Q. 活動の結果、入院入所者や自力避難可能者が多く避難行動要支援者名簿に
掲載される人数が最終的に減少した。報償費の基準はどの人数になるのか。**

A. 活動に際し使用した名簿の人数を基準とします。活動後に掲載人数が減った場合であっても、報償費は減額されません。

Q. 活動について補助金の支給を受けた場合、報償費を受けられなくなるのか。

A. 避難行動要支援者対策の活動における事務的経費の多くは「高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金」の対象でもありますが、趣旨が異なりますので、補助金の支給がある場合も報償費を受けることができます。なお、補助金の支給にあたっては、見積書や領収書の提出が必要となりますのでご注意ください。

Q. 要支援者宅を訪問したところ、高知市がマイプラン方式で送付していた計画がまだ完成していなかったため、作成を手伝った。この場合も報償費の対象となるか。

A. 要支援者宅を訪問したこと、要支援者の計画作成を支援したことが重要な地域活動となりますので、報償費の対象となります。